

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、<u>高知県生活福祉資金貸付事業費補助金(以下「補助金」という。)</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯等(以下「低所得世帯等」という。)の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う次に掲げる事業について、<u>予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>(1) <u>生活福祉資金貸付事業</u></p> <p>(2) <u>生活福祉資金貸付事業推進費(事務費)</u></p> <p>(3) <u>欠損補てん積立金</u></p> <p>(補助対象経費、補助基準額及び補助率)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の<u>補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(交付申請書)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する<u>補助金交付申請書及び関係書類は、別記第1号様式のとおりとする。</u></p> <p>第5条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が<u>付されるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、低所得者、障害者又は高齢者世帯等(以下「低所得世帯等」という。)の経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う次の事業に要する経費に対して、<u>予算の範囲内で補助する。</u></p> <p>(1) <u>生活福祉資金貸付事業</u></p> <p>(2) <u>生活福祉運動推進事業</u></p> <p>(3) <u>生活福祉資金(災害援護資金)利子補給事業</u></p> <p>(補助率及び補助額の範囲)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業の<u>補助率及び補助額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>第5条 <u>この補助金の交付の決定には、次の条件が附されるものとする。</u></p>

新	旧
<p>(1) <u>補助事業の内容又は補助事業に要する対象経費の各区分の配分の変更（区分の配分額の20パーセント以内の変更を除く。）</u>をする場合又は<u>補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p>(2) <u>補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</u></p> <p>(3) 県社協は、知事の承認を受けて<u>補助事業を廃止する場合には、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する期間までの各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。</u></p> <p>(4) 県社協は、前号の規定による返還金のうち未貸付金については、<u>補助事業の廃止後ただちに、補助事業の廃止後において受け入れた貸付金については、その際通知する時期までに県に返還しなければならないこと。</u></p> <p>(5) 県社協は、知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し、是正の措置を講ずるよう指示した場合は、これに従わなければならないこと。</p> <p>(6) <u>補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5.0万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</u></p> <p>(7) <u>補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。</u></p> <p>(8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができること。</p>	<p>(1) 事業内容、<u>事業に要する対象経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）の変更及び事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第2号様式の変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(3) 県社協は、知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、<u>県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する期間までの各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。</u></p> <p>(4) 県社協は、前号による返還金のうち未貸付金については、<u>廃止後直ちに、その後において受け入れた貸付金については、その際通知する時期までに県に返還しなければならない。</u></p> <p>(5) 県社協は、知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し、<u>これが是正の措置を講ずるよう指示した場合には、これに従わなければならない。</u></p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価3.0万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、<u>この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</u></p> <p>(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、<u>事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</u></p> <p>(8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。</p>

新	旧
<p>(9) <u>補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。</u></p> <p>(10) <u>補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</u></p> <p>(11) <u>その他知事が必要があると認めて指示した事項</u></p> <p>(概算払)</p> <p>第6条 <u>知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。</u></p> <p>2 <u>県社協が、概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書によらなければならない。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 <u>規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成2年10月1日から適用する。 なお、平成2年4月1日から9月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。</p>	<p>(9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、<u>かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。</u></p> <p>(10) 補助事業の実施において物品等を調達する場合には、<u>高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</u></p> <p>(11) その他知事が必要と認めて指示した事項</p> <p>(概算交付)</p> <p>第6条 <u>この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式の請求書によるものとする。</u></p> <p>(実績報告書)</p> <p>第7条 <u>規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後1か月以内又は3月31日までのいずれか早い日まで、<u>なお、これにより難しい場合は翌年度4月15日までに提出するものとする。</u></u></p> <p>2 <u>前項に規定する実績報告書及び関係書類は、別記第4号様式に定めるとおりとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成2年10月1日から適用する。 なお、平成2年4月1日から9月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は、平成6年10月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成11年3月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成11年11月4日から施行し、平成11年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年3月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成13年1月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年3月8日から施行し、平成13年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年11月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年1月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年10月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年11月18日から施行し、同年5月29日から適用する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成6年10月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成11年3月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成11年11月4日から施行し、平成11年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年3月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成13年1月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年3月8日から施行し、平成13年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年11月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年1月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年10月23日から施行する。</p>

別表（第3条関係）

補助対象事項	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 生活福祉資金貸付事業	県社協が低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の向上を図るために生活福祉資金貸付に要する経費	予算の範囲内で措置する。	定額
2 生活福祉運動推進事業	県社協が低所得者世帯等の生活福祉運動を推進するために行う事業に要する経費	次に掲げる額の合算額 (1) 高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事社会福祉協議会事務費 (2) 市町村社会福祉協議会事務費 知事社会福祉協議会事務費 (3) 民生委員実費弁定額 知事社会福祉協議会事務費	定額
	平成11年7月13日社協第173号厚生債「社会・環境推進要綱」に基づき消費税率の引上げに伴って、省庁間の調整が困難な経費、借料及び送料	生活福祉資金債権管理強化推進事業費 県社会福祉協議会当たり 知事社会福祉協議会当たり	
3 生活福祉資金貸付事業 了済費 利息補給事業	平成10年9月24日から平成10年10月22日まで（災害年度）の間の貸付金に発生した利息補給費（貸付金に発生した利息補給費のうち、県社協が補助するに要する経費）	当該年度に償還された利子額の3分の2を上限とする。	10/10

新

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 生活福祉資金貸付事業	県社協が低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の向上を図るために生活福祉資金貸付に要する経費	予算の範囲内で措置する。	定額
2 生活福祉資金貸付事業推進費（事務費）	県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費 (1) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費 (2) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費 (3) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費 (4) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費	次に掲げる額の合算額 (1) 高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事社会福祉協議会事務費 (2) 市町村社会福祉協議会事務費 知事社会福祉協議会事務費 (3) 民生委員実費弁定額 知事社会福祉協議会事務費 (4) 生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事社会福祉協議会事務費	定額
	県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費 (1) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費 (2) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費 (3) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費 (4) 県社協が生活福祉資金貸付事業の推進に要する経費	次に掲げる額の合算額 (1) 高知県社会福祉協議会貸付事務費 知事社会福祉協議会事務費 (2) 市町村社会福祉協議会事務費 知事社会福祉協議会事務費 (3) 民生委員実費弁定額 知事社会福祉協議会事務費 (4) 生活福祉資金債権管理強化推進事業費 知事社会福祉協議会事務費	
3 貸付事業	生活福祉資金貸付金の償還免除額を限度とし、取り崩して貸付資金に充当するための積立金	予算の範囲内で措置する。	定額

別記

第1号様式(第4条関係)

別記第1号様式(第4条関係)

平成 年 月

平成 年 月 日

日

高知県知事 様

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

申請者
住所
氏名 印

補助金交付申請書

補助金交付申請書

高知県補助金交付規則第3条第1項及び高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を下記のとおりに関係書類を添えて申請します。

高知県補助金交付規則第3条第1項の規定により、平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調査書(別紙1)
- (2) 高知県生活福祉資金貸付事業(生活福祉資金貸付事業推進費)内訳書(別紙2-1)
- (3) 高知県生活福祉資金貸付等補助金所要額内訳書(別紙2-2)
- (4) 生活福祉資金貸付事業計画書(別紙3)
- (5) 収支予算書
- (6) その他必要と認める書類

3 添付書類

- (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調査書(別紙1)
- (2) 高知県生活福祉資金貸付事業(生活福祉運動推進費)内訳書(別紙2-1)
- (3) 高知県生活福祉資金貸付等補助金所要額内訳書(別紙2-2)
- (4) 生活福祉資金(災害援護資金)利子補給事業計画書(別紙3)
- (5) 生活福祉資金貸付事業計画書(別紙4)
- (6) 収支予算書
- (7) その他必要と認める書類

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	基準額 C	差 定 額 (B、Cを比較して 少ない方の額) D	県補助基本額 E	県補助所要額 F	備 考
1 生活福祉資金 貸付事業							
2 生活福祉運動 推進事業							
3 生活福祉資金 (災害援護事業 和子補助事業)							
合 計							

(単位：円)

(記載要領)

1. A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付等の事務を行うために必要な経費の支出予定額を記入すること。千円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。
2、D欄は、A欄の経費のうち補助対象となる経費の支出予定額を記入すること。千円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	基準額 C	差 定 額 (BとCを比較し て少ない方の額) D	県補助基本額 E	県補助所要額 F	備 考
1 生活福祉資金 貸付事業							
2 生活福祉資金(住 民事業推進費 (FF)事業費)							
3 欠損補てん けい							
合 計							

(単位：円)

(注) 1. A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付等の事務を行うために必要な経費の支出予定額を記入すること。
2. D欄は、A欄の経費のうち補助対象となる経費の支出予定額を記入すること。千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
3. E欄は、D欄の額を記入すること。

高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉運動推進費）内訳書

(単位：円)

生活福祉資金貸付事業 生活福祉運動推進事業内訳	総事業費 (A)	対象経費の 対支出 (B)	基準額 (C)	選定額 (B)(C)を比較して 少ない方の額 (D)	県補助基本額 (E)	県補助所要額 (F)
① 県社会福祉協議会 貸付事務費						
② 市区町村社会福祉 協議会事務費						
③ 民生委員実費弁償費						
④ 生活福祉資金債権管理 強化推進事業						
合 計						

高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書

(単位：円)

生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業推進 内訳	総事業費 (A)	対象経費の 対支出 (B)	基準額 (C)	選定額 (B)(C)を比較して 少ない方の額 (D)	県補助基本額 (E)	県補助所要額 (F)
① 県社会福祉協議会 貸付事務費						
② 市区町村社会福祉 協議会事務費						
③ 民生委員実費弁償費						
④ 生活福祉資金債権管理 強化推進事業						
合 計						

高知県生活福祉資金貸付等補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積 算 内 訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 欠損補てん積立金				
合 計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」及び「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を除くすべての資金とする。

高知県生活福祉資金貸付等補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積 算 内 訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け長期生活支援資金分				
一般分(※)				
2 生活福祉運動推進事業費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 生活福祉資金(災害援護資金)利子補給事業				
合 計				

(※)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「難関者支援資金」及び「要保護世帯向け長期生活支援資金」を除くすべての資金。

生活福祉資金(災害復旧資金) 利子補給事業計画書

借 主 名 称	受 取 者	貸 付 金 種 類			貸付決定額日	償還回数	償還期間	年度償還計画額			利子補給額
		元	金	利				元	金	利	
		元	金	利	元	金	利	元	金	利	元
合 計											

新

(削除)

生活福祉資金貸付事業計画書

1 高知県社会福祉協議会事業計画

(1) 職員配置

区 分	職 員			備 考
		専 任	兼 任	
社会福祉協議会職員 同上中貸付事務職員	人	人	人	

(注) 兼任の場合は、備考欄にその本務を記入すること。

(2) 生活福祉資金運営委員会

- ア 委員の定数 名
- イ 委員会開催計画 年間 回(月 回)

(3) 貸付業務委託市町村社協数 箇所
(管内市町村社協数 箇所)

(4) 指導監査実施計画 回
実施回数

(5) 生活福祉資金債権管理強化推進事業事業計画

事 業 概 要	備 考

生活福祉資金貸付事業計画書

1 高知県社会福祉協議会事業計画

(1) 職員配置

区 分	職 員			備 考
		専 任	兼 任	
社会福祉協議会職員 同上中貸付事務職員	人	人	人	

(注) 兼任の場合は、備考欄にその本務を記入すること。

(2) 生活福祉資金運営委員会

- ア 委員の定数 名
- イ 委員会開催計画 年間 回(月 回)

(3) 貸付業務委託市町村社協数 箇所
(管内市町村社協数 箇所)

(4) 指導監査実施計画 回
実施回数

(5) 生活福祉資金債権管理強化推進事業事業計画

事 業 概 要	備 考

新

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった平成
年度高知県生活福祉資金貸付事業の内容等に変更（中止・廃止）が生じたので、高知県
生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
(事業名)
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）事項

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 変更（中止・廃止）理由書

旧

別記第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった平成
年度高知県生活福祉資金貸付事業の内容等に変更（中止・廃止）が生じたので、高知
県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関
係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
(事業名)
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）事項

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 変更（中止・廃止）理由書

新

概 算 請 求 書

金 円

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、平成 年
高知県生活福祉資金貸付事業費補助金 (交付決定通知番号高知県指令 第 号)
を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所
氏 名

印

旧

概 算 請 求 書

金 円

平成 年高知県生活福祉資金貸付事業費補助金 (交付決定通知番号高知県指令
第 号) を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所
氏 名

印

新

第4号様式 (第7条関係)

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

事業実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定のあった平成
年度高知県生活福祉資金貸付事業が完了したので、高知県生活福祉資金貸付事業費補助
金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額

金 円

2 補助金受入年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書 (別紙1)
- (2) 高知県生活福祉資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業推進費) 内訳書 (別紙2-1)
- (3) 高知県生活福祉資金貸付等補助金精算額内訳書 (別紙2-2)
- (4) 生活福祉資金貸付事業実施状況報告書 (別紙3)
- (5) 収支決算書 (見込み書)

旧

別記第4号様式 (第7条関係)

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

事業実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定のあった平成
年度高知県生活福祉資金貸付事業が完了したので、高知県生活福祉資金貸付事業費補助
金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金精算額

金 円

2 補助金受入年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書 (別紙5)
- (2) 高知県生活福祉資金貸付事業 (生活福祉運動推進費) 内訳書 (別紙6-1)
- (3) 高知県生活福祉資金貸付等補助金精算額内訳書 (別紙6-2)
- (4) 生活福祉資金 (災害援護資金) 利子補給事業実績書 (別紙7)
- (5) 生活福祉資金貸付事業実施状況報告書 (別紙8)
- (6) 収支決算書 (見込書)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出済み額 B	基準額 C	選定額 (B、Cを比較して 少ない方の額) D	県補助額 E	県所要額 F	県補助金 交付決定額 G	県補助金 受入済額 H	差引過不足額	
									過 (H-F)	不足 (F-H)
1 生活福祉資金 貸付事業										
2 生活福祉運動 推進事業										
3 生活福祉資金 (災害援護給付事業 利子補給)										
合 計										

(已于概要欄)

1. A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付等の事務に要した経費の実支出額を記入すること。
2. 1、D欄は、A欄の経費のうち補助対象経費の実支出額を記入すること。千円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

新

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	対象経費の 支出済み額 B	基準額 C	選定額 (B、Cを比較し 少ない方の額) D	県補助額 E	県所要額 F	県補助金 交付決定額 G	県補助金 受入済額 H	差引過不足額	
									過 (H-F)	不足 (F-H)
1 生活福祉資金 貸付事業										
2 生活福祉資金貸 付事業推進費 (貸付業務費)										
3 公開講座 等										
合 計										

- (注) 1. A欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務に要した経費の実支出額を記入すること。
2. D欄は、A欄の経費のうち補助対象経費の実支出額を記入すること。千円未満の端数を下じた場合は、これを切り捨てるものとする。
3. E欄は、D欄の額を記入すること。

生活福祉資金貸付事業（生活福祉運動推進費）内訳書

	総事業費 (A)	対象経費の額 (B)	基準額 (C)	選定額 (B) (C) を比較して 少ない方の額 (D)	県補助基本額 (E)	県補助所要額 (F)
生活福祉資金貸付事業 生活福祉運動推進事業内訳						
① 県社会福祉協議会 貸付事務費						
② 市区町村社会福祉 協議会事務費						
③ 民生委員費弁償費						
④ 生活福祉資金債権管理 強化推進事業						
合 計						

(単位：円)

生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書

	総事業費 (A)	対象経費の額 (B)	基準額 (C)	選定額 (B) (C) を比較して 少ない方の額 (D)	県補助基本額 (E)	県補助所要額 (F)
生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業推進費 内訳						
① 県社会福祉協議会 貸付事務費						
② 市区町村社会福祉 協議会事務費						
③ 民生委員交費弁償費						
④ 生活福祉資金債権管理 強化推進事業						
合 計						

(単位：円)

高知県生活福祉資金貸付等補助金精算額内訳書

区 分	実支出額		基準額	備 考
	金額	積算内訳		
1 生活福祉資金貸付事業(小計)	円		円	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 欠損補てん積立金				
合 計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」及び「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を除くすべての資金とする。

高知県生活福祉資金貸付等補助金精算額内訳書

区 分	実支出額		基準額	備 考
	金額	積算内訳		
1 生活福祉資金貸付事業(小計)	円		円	
要保護世帯向け長期生活支援資金分				
一般分(※)				
2 生活福祉運動推進事業費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員実費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 生活福祉資金(災害保護資金)利子補給事業				
合 計				

(※)一般分に含まれる貸付原資の資金は、「難関者支援資金」及び「要保護世帯向け長期生活支援資金」を除くすべての資金。

生活福祉資金(災害援護資金) 利子補給事業実績表

借 主 名 氏	受 取 住 所	貸 付 金 額			貸付決定額日	償還回数	償還期間	年度償還金額			利子補給 補助金額	
		元	金	円				元	金	円		
			円	円	円	回	～	元	金	円	円	円
合 計												

新

(削除)

生活福祉資金貸付事業実施状況報告書

1. 高知県社会福祉協議会事業実施状況

(1) 職員配置

区 分	職 員			備 考
		専 任	兼 任	
社会福祉協議会職員	人	人	人	
同上中貸付事務職員				

(注) 兼任の場合は、「備考」欄にその本務を記入すること。

(2) 生活福祉資金運営委員会

ア 委員の定数 名

イ 委員会開催回数 年間 回(月 回)

(3) 貸付業務委託市町村社協数 箇所

(管内市町村社協数 箇所)

(4) 指導監査実施状況 回

実施回数

(5) 生活福祉資金債権管理強化推進事業実施状況

事業実施状況	備 考

生活福祉資金貸付事業実施状況報告書

1. 高知県社会福祉協議会事業実施状況

(1) 職員配置

区 分	職 員			備 考
		専 任	兼 任	
社会福祉協議会職員	人	人	人	
同上中貸付事務職員				

(注) 兼任の場合は、備考欄にその本務を記入すること。

(2) 生活福祉資金運営委員会

ア 委員の定数 名

イ 委員会開催回数 年間 回(月 回)

(3) 貸付業務委託市町村社協数 箇所

(管内市町村社協数 箇所)

(4) 指導監査実施状況 回

実施回数

(5) 生活福祉資金債権管理強化推進事業実施状況

事業実施状況	備 考